

大田市告示第 8 8 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 1 2 号）による改正前の地方自治法施行令第 1 5 8 条第 1 項の規定により、下記の者に不燃性一般廃棄物処理手数料の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

大田市長 楫 野 弘 和

記

委 託 先 大田市長久町長久イ 2 4 9 番地 2
 クリーン株式会社 代表取締役 小倉 剛

委託期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日